

能美市いしかわフロンティアラボ賃貸料支援事業補助金交付要綱

平成18年4月1日

告示第31号

(目的)

第1条 サイエンスパークの賃貸施設「いしかわフロンティアラボ」に入居し、新製品の研究開発等、創造的な活動を行う中小企業に対して、初期投資を軽減するために土地・建物賃貸料の一部として補助金を交付することに關し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業者をいう。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 発行済み株式の総数又は出資の額の総額の2分の1以上の株式又は出資が同一の同条に規定する中小企業以外の会社により所有されているもの
- (2) 発行済み株式の総数又は出資の額の総額の3分の2以上の株式又は出資が同条に規定する中小企業以外の会社により所有されているもの
- (3) 役員の総数の2分の1以上の役員が同条に規定する中小企業以外の会社の役員又は職員であるもの

(補助金の交付対象)

第3条 補助金交付の対象は、次に掲げる者とする。

- (1) 「いしかわフロンティアラボ」に新たに入居した中小企業者
- (2) 前号の規定にかかるわらず、能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成22年能美市条例第29号）第2条第2項各号に掲げる市税等の滞納者は、対象者となることはできないものとする。

(補助金の対象経費)

第4条 補助対象経費は、「いしかわフロンティアラボ」の土地・建物賃貸料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の年額の10%相当額とし、千円未満の端数は切り捨てる。

(補助金の交付期間)

第6条 補助金の交付期間は、入居後最初の賃貸料支払の月から3年間とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、4月1日から翌年3月31日までに支払つ

た賃貸料について、翌年の4月末までに次の関係書類を添えて補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- (1) いしかわフロンティアラボ賃貸借契約書
- (2) いしかわフロンティアラボ賃貸料支払済書類
- (3) その他必要書類

2 年度途中で入居し、補助対象期間が年度を超えて終了した場合には、終了した月の翌月末までに提出するものとする。

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、適格と認められるものについては、当該申請者に補助金交付決定通知書（様式第2号）を送付するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の支払い）

第10条 補助金の支払いは、前条の請求により支払うものとする。

（補助金の返還）

第11条 財団法人石川県産業創出支援機構と入居企業とが締結している「いしかわフロンティアラボ」賃貸借契約において3年間を満了せずに退去したときは補助金の返還を求めることができる。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日告示第72号）

この告示は、公表の日から施行する。